

事業報酬率の検証結果について

第18回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2022年9月7日



本日の事業報酬率における検証内容について

- 一般送配電事業を行うために必要な設備等については、一般送配電事業者が資金調達を行った上で設備投資等を行って形成される。投下された資金は、託送料金によって長期的に回収されていく。この間、金利等の資金調達コストが発生するため、このコストに対応する「事業報酬」を収入の見通しの算定の基礎の中にも含めることとなっている。
- 事業報酬は、事業資産等の価値（「レートベース」）に「事業報酬率」を乗じることで算定される。本日は、このうち、事業報酬率について検証を行う。
- 一般送配電事業者は、株主資本等の自己資本と、銀行借り入れや社債発行等による他人資本を用いて資金調達を行うことになる。自己資金の資金調達コストについては、会社の株主が株主資本等に対してどのようなリターンを求めるかに依存し、外部資金の資金調達コストは長期金利等の資金調達状況に依存するものと考えられる。
- レベニューキャップ制度における事業報酬の算定については、第2規制期間に向けて、事業報酬において採用する自己資本率の設定方法等について必要な見直しを実施するとした上で、第1規制期間においては、指針上、現行託送料金制度における算出方法を基本としつつ、報酬率の算定において、最新の数値や分社化の状況も踏まえた諸元に更新することとしている。
- これを踏まえ、本専門会合においては、事業者より提出のあった事業報酬について、その検証結果を御報告させていただくとともに、これについて御意見をいただきたい。

事業報酬に係る検証項目について（全体概要）

- 第16回料金制度専門会合にて整理を行った、事業報酬に係る検証作業項目については、以下のとおり。（※本日の検証範囲は、事業報酬率の計算に関する部分（以下の赤枠内））

⑧事業報酬の検証項目

第16回料金制度専門会合
資料4（2022年8月8日）

- 事業報酬は、以下の事項について検証を行う。

β値の妥当性について

- β値については、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間における親会社のβ値を用いているかを検証する。

公社債利回りの実績値の妥当性について

- 公社債利回りについて、直近5年間の平均値となっているかを検証する。

全産業の自己資本利益率の妥当性について

- 全産業の自己資本利益率について、直近5年間の平均値を用いているかを検証する。

リスクプレミアム値の妥当性について

- 一般送配電事業者のリスクプレミアム値については、資金調達の実態等も踏まえ、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間の(旧一般電気事業者の平均有利子負債利率－公社債利回り実績率)の平均値を用いているかを検証する。

レートベース対象資産の妥当性について

- 建設中の資産については、CAPEXにおける連系線・基幹系統及びローカル系統の投資量の検証方法に準じて、金額の妥当性を検証する。
- 特定固定資産については、電気事業の運営に不必要なものが除かれているかを検証する。

今回ご議論
いただきたい
検証項目

次回以降

⑧事業報酬 — 算定概要 —

- 事業報酬の規制期間の費用の見通し（5年合計）は以下のとおりである。

(単位:億円)	特定固定資産	建設中の資産	その他	レートベース計	事業報酬	追加事業報酬
	規制期間計	規制期間計	規制期間計	規制期間計	規制期間計	規制期間計
北海道電力NW	32,138	924	1,152	34,215	513	22
東北電力NW	86,489	2,689	2,520	91,697	1,375	22
東京電力PG	222,220	6,298	6,098	234,617	3,519	18
中部電力PG	100,508	2,032	3,297	105,837	1,588	10
北陸電力送配電	22,999	267	819	24,085	361	1
関西電力送配電	109,791	1,864	3,737	115,391	1,731	5
中国電力NW	48,369	906	1,793	51,069	766	2
四国電力送配電	22,140	188	672	23,001	345	—
九州電力送配電	87,983	2,318	2,730	93,030	1,395	—
沖縄電力	12,238	545	159	12,942	194	—
10社合計	744,874	18,032	22,977	785,883	11,788	80

(注)データ諸元の見直しにより、事業報酬率は第一規制期間中は各社一律1.5%（過去の諸元を用いて算定した場合は1.9%）。

(出典) 各社の提出様式より事務局作成、億円未満を四捨五入

【参考】事業報酬について

- 事業報酬は、送配電事業に投下された能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる事業資産の価値（レートベース）に対して、一定の報酬率を乗じて以下の方法で算定される。
- 以下の算定式については、「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令」において明記されている。

託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ（2021年11月）

$$\text{事業報酬} = \text{事業報酬率} \times \text{レートベース}$$

$$\text{事業報酬率} = \text{自己資本報酬率} \times 30\% + \text{他人資本報酬率} \times 70\%$$

【参考】事業報酬率の計算

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令 -該当箇所-

第九条

(中略)

4 報酬率は、次の各号に定める方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を、三十対七十で加重平均した率とする。

一 自己資本報酬率 全ての一般送配電事業者たる法人（当該法人を子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この項において同じ。）を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限として算定した値及び国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した値（全ての一般送配電事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値が国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合にあっては、当該国債、地方債等公社債の利回りの実績率）を基に算定した値

二 他人資本報酬率 直近の一定期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率に、過去の一定期間における全ての一般送配電事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率から当該期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率を控除して得た値を加重平均して算定した値を加えて得た値

【参考】自己資本報酬率と他人資本報酬率の算定方法

託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ（2021年11月一部加工）

● 自己資本報酬率と他人資本報酬率の算定については、現行託送料金制度における算出方法を基本として、以下のとおり、最新の数値や分社化の状況も踏まえた諸元に更新する。

自己資本報酬率

レベニューキャップ制度における算出方法

他人資本報酬率

算出式

$$\text{公社債利回り実績率}_{\times 1} \times (1-\beta) + \text{全産業の自己資本利益率}_{\times 2} \times \beta_{\times 3}$$

- ✓ ※ 1) 公社債利回り実績率について、直近 5 年間の平均値を用いて算定する。
- ✓ ※ 2) 全産業の自己資本利益率について、直近 5 年間の平均値を用いて算定する。
- ✓ ※ 3) 分社化に伴い、一般送配電事業者は非上場会社となっておりβ値が存在しない。β値については、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前 5 年間における親会社のβ値を用いる。

算出式

$$\text{公社債利回り実績率}_{\times 1} + \text{一般送配電事業者のリスクプレミアム平均値}_{\times 2}$$

- ✓ ※ 1) 公社債利回りについては、直近 5 年間の平均値を用いて算定する。
- ✓ ※ 2) 一般送配電事業者のリスクプレミアム値については、分社化後の実績値を用いることも考えられるが、資金調達の実態等も踏まえ、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前 5 年間の(旧一般電気事業者の平均有利子負債利率－公社債利回り実績率)の平均値を用いる。

1. 自己資本報酬率の検証について

(1) 検証方法について

(2) 検証結果について

①β値

②公社債利回り

③全産業の自己資本利益率

④算定結果

2. 他人資本報酬率の検証について

(1) 検証方法について

(2) 検証結果について

①公社債利回り

②リスクプレミアム値

③算定結果

3. 事業報酬率の検証結果

4. まとめ

1. (1) 自己資本報酬率の検証方法 ー概要ー

- 指針及び第16回料金制度専門会合において、自己資本報酬率の算出式及び検証項目については以下のとおり整理している。

自己資本報酬率の算出式

$$\text{公社債利回り実績率}_{\times 1} \times (1-\beta) + \text{全産業の自己資本利益率}_{\times 2} \times \beta_{\times 3}$$

- ✓ ※ 1) 公社債利回り実績率について、直近5年間の平均値を用いて算定する。
- ✓ ※ 2) 全産業の自己資本利益率について、直近5年間の平均値を用いて算定する。
- ✓ ※ 3) 分社化に伴い、一般送配電事業者は非上場会社となっておりβ値が存在しない。β値については、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間における親会社のβ値を用いる。

自己資本報酬率の検証項目

- β値については、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間における親会社のβ値を用いているかを検証する。
- 公社債利回りについて、直近5年間の平均値となっているかを検証する。
- 全産業の自己資本利益率について、直近5年間の平均値を用いているかを検証する。

※β値について…当該会社の経営リスクが、他の会社の経営リスクと比較して高いか低いを示す指標。具体的には、株式市場における株価の動きに着目し、他の会社の株価の変動と同様に変動する場合はβ値は1、より激しく変動する場合はβ値は1以上となる。逆に、他の株価の変動とは当該株価値動きが全く連動しない場合には、β値は0となる。一般送配電事業は、一般的には安定的な事業と考えられることから、他の事業会社の自己資本利益率（ROE）と、比較的リスクの小さい資金である公社債利回りの加重平均をとることとしており、その加重平均をとる際のウェイト付けにβ値を用いている。

1. (2) 自己資本報酬率の検証 -①β値-

β値の検証項目

- β値については、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間における親会社のβ値を用いているかを検証する。

β値の検証結果

- β値については、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間における親会社のβ値の10社平均値である0.42を10社において用いていることを確認した。
- 具体的には、第8回制度設計ワーキンググループにて、当該β値について算定済であることから、その結果と一致していることを確認した。

<第8回制度設計ワーキンググループ 資料3より (H26.9.18) >

小売全面自由化後における託送供給等約款料金の事業報酬について③

56

■ 震災以前における電力各社のβ値(試算)

電力会社名	震災前2年		震災前5年		震災前7年		震災前10年	
	2009.3.11～2011.3.11平均 (サンプル数 489日)		2006.3.11～2011.3.11平均 (サンプル数 1226日)		2004.3.11～2011.3.11平均 (サンプル数 1717日)		2001.3.11～2011.3.11平均 (サンプル数 2456日)	
	β値	相関係数	β値	相関係数	β値	相関係数	β値	相関係数
北海道	0.24	0.30	0.40	0.47	0.39	0.46	0.35	0.45
東北	0.29	0.36	0.40	0.44	0.39	0.43	0.35	0.40
東京	0.27	0.32	0.45	0.48	0.43	0.47	0.39	0.41
中部	0.25	0.31	0.48	0.48	0.45	0.47	0.38	0.41
北陸	0.33	0.37	0.35	0.41	0.35	0.41	0.32	0.41
関西	0.23	0.29	0.41	0.45	0.40	0.44	0.37	0.41
中国	0.28	0.37	0.41	0.50	0.39	0.50	0.36	0.47
四国	0.33	0.36	0.45	0.51	0.45	0.50	0.41	0.47
九州	0.24	0.34	0.39	0.46	0.38	0.44	0.35	0.41
9社平均	0.27	0.34	0.42	0.47	0.40	0.46	0.37	0.43
沖縄	0	0.43	0.43	0.37	0.43	0.36	0.38	0.32
10社平均	0	0.42	0.42	0.46	0.41	0.45	0.37	0.42

ベータ値

(参考) 第8回制度設計WG

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/kihon_seisaku/denryoku_system/seido_sekkei/pdf/008_05_01.pdf

1. (2) 自己資本報酬率の検証 –②公社債利回り–

公社債利回りの検証項目

- 公社債利回りについて、直近5年間の平均値となっているかを検証する。

公社債利回りの検証結果

- 公社債利回りについては、直近5年間の平均値である0.08%を10社において用いていることを確認した。

※ただし、全産業の自己資本利益率が、2021年度実績を採録できないことから、自己資本報酬率における公社債利回りについては、2016年度～2020年度実績を採録対象としている。

- 具体的には、財務省及び地方債協会より公開されている情報と一致していることを確認した。

<公社債利回りの算定（2016年度～2020年度実績及び5年平均）>

（単位：％）

	2016	2017	2018	2019	2020	5年平均
国債（10年）	▲ 0.038	0.061	0.063	▲ 0.103	0.035	0.004
地方債（10年）	0.112	0.199	0.196	0.077	0.138	0.144
政府保証債（10年）	0.050	0.150	0.153	0.022	0.096	0.094
公社債利回り（単純平均）	0.041	0.137	0.137	▲ 0.001	0.090	0.081

【参考】公社債利回りの採録元

国債（10年）：財務省HPの国債入札情報（価格競争分）から、募入平均利回りを採録

地方債（10年）：地方債協会HPの各自治体の発行実績から応募者利回りの平均値を採録

政府保証債（10年）：財務省HPの政府保証付与情報から応募者利回りを採録

1. (2) 自己資本報酬率の検証 –③全産業の自己資本利益率–

全産業の自己資本利益率の検証項目

- 全産業の自己資本利益率について、直近5年間の平均値を用いているかを検証する。

全産業の自己資本利益率の検証結果

- 全産業の自己資本利益率については、直近5年間の平均値である **9.52%** を10社において用いていることを確認した。

※ただし、全産業の自己資本利益率を参照している、DBJ（日本政策投資銀行）編集の『産業別財務データハンドブック』の2021年度実績を収録したものが現時点で発行されていないことから、採録可能な直近の2016年度～2020年度実績を採録対象としている。

- 具体的には、DBJ（日本政策投資銀行）編集の『産業別財務データハンドブック』の数値をもとに算定した結果と一致していることを確認した。

<自己資本比率の算定（2016年度～2020年度実績及び5年平均）>

（単位：億円）

	2016	2017	2018	2019	2020	5年平均
当期利益 ※	179,812	209,172	213,441	191,956	156,336	190,143
自己資本 ※	1,860,216	1,952,937	2,046,531	2,083,631	2,056,740	2,000,011
自己資本利益率	9.67%	10.71%	10.43%	9.21%	7.60%	9.52%

※ 特別損益及び電力会社を除いた数値を使用している。

【参考】当期利益及び自己資本の採録元：DBJ（日本政策投資銀行）編集の『産業別財務データハンドブック』

1. (2) 自己資本報酬率の検証 –④算定結果–

- 検証した諸元データを踏まえた、自己資本報酬率の算定結果は以下のとおりである。

自己資本報酬率の算定結果

【算定式】

$$\text{自己資本報酬率} = \text{公社債利回り実績率} \times (1 - \beta) + \text{全産業の自己資本利益率} \times \beta$$

【検証した諸元データ】

β : 0.42

公社債利回り実績率 : 0.08%

全産業の自己資本利益率 : 9.52%

【算定結果】

$$0.08\% \times (1 - 0.42) + 9.52\% \times 0.42 = \underline{\underline{4.05\%}}$$

1. 自己資本報酬率の検証について

(1) 検証方法について

(2) 検証結果について

①β値

②公社債利回り

③全産業の自己資本利益率

④算定結果

2. 他人資本報酬率の検証について

(1) 検証方法について

(2) 検証結果について

①公社債利回り

②リスクプレミアム値

③算定結果

3. 事業報酬率の検証結果

4. まとめ

2. (1) 他人資本報酬率の検証方法 ー概要ー

- 中間とりまとめ及び第16回料金制度専門会合において、他人資本報酬率の算出式及び検証項目については以下のとおり整理している。

他人資本報酬率の算出式

公社債利回り実績率^{※1} + 一般送配電事業者のリスクプレミアム平均値^{※2}

- ✓ ※1) 公社債利回りについては、直近5年間の平均値を用いて算定する。
- ✓ ※2) 一般送配電事業者のリスクプレミアム値については、分社化後の実績値を用いることも考えられるが、資金調達の実態等も踏まえ、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間の(旧一般電気事業者の平均有利子負債利率－公社債利回り実績率)の平均値を用いる。

他人資本報酬率の検証項目

- 公社債利回りについて、直近5年間の平均値となっているかを検証する。
- 一般送配電事業者のリスクプレミアム値については、資金調達の実態等も踏まえ、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間の(旧一般電気事業者の平均有利子負債利率－公社債利回り実績率)の平均値を用いているかを検証する。

※リスクプレミアムについて…一般送配電事業者は基本的に自らで資金調達しておらず、事業リスクが相対的に低い一般送配電事業としての他人資本報酬率を特定することは困難である。そのため、震災前の事業リスクが相対的に低かった一般電気事業としての他人資本報酬率をもとに、そのときのスプレッド(銀行等からの借入にあたって、事業の安定性・収益性などを踏まえて市場金利に上乗せされる上乗せ幅)を算定してリスクプレミアムとし、これに公社債利回りの利率を足すことで、一般送配電事業者としての他人資本報酬率(調達金利)を推定している。

2. (2) 他人資本報酬率の検証 –①公社債利回り–

公社債利回りの検証項目

- 公社債利回りについて、直近5年間の平均値となっているかを検証する。

公社債利回りの検証結果

- 公社債利回りについては、直近5年間の平均値である0.10%を10社において用いていることを確認した。
- 具体的には、財務省及び地方債協会より公開されている情報と一致していることを確認した。

<公社債利回りの算定（2017年度～2021年度実績及び5年平均）>

(単位：%)

	2017	2018	2019	2020	2021	5年平均
国債（10年）	0.061	0.063	▲ 0.103	0.035	0.086	0.028
地方債（10年）	0.199	0.196	0.077	0.138	0.150	0.152
政府保証債（10年）	0.150	0.153	0.022	0.096	0.146	0.113
公社債利回り（単純平均）	0.137	0.137	▲ 0.001	0.090	0.127	0.098

【参考】公社債利回りの採録元

国債（10年）：財務省HPの国債入札情報（価格競争分）から、募入平均利回りを採録

地方債（10年）：地方債協会HPの各自治体の発行実績から応募者利回りの平均値を採録

政府保証債（10年）：財務省HPの政府保証付与情報から応募者利回りを採録

2. (2) 他人資本報酬率の検証 –②リスクプレミアム値–

リスクプレミアム値の検証項目

- 一般送配電事業者のリスクプレミアム値については、資金調達の実態等も踏まえ、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間の（旧一般電気事業者の平均有利子負債利子率－公社債利回り実績率）の平均値を用いているかを検証する。

リスクプレミアム値の検証結果

- 一般送配電事業者のリスクプレミアム値については、資金調達の実態等も踏まえ、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間の（旧一般電気事業者の平均有利子負債利子率－公社債利回り実績率）の平均値である0.31%を10社において用いていることを確認した。
- なお、平成27年の託送供給約款認可申請に係る査定にて、当該リスクプレミアムについて算定済みであり、その結果と一致していることを確認した。

<託送供給等約款認可申請に係る査定方針（H27.12）>

②一般電気事業者のリスクプレミアム

							(%)
	H18	H19	H20	H21	H22	H18-22平均	
電力10社有利子負債利子率(a)	2.06	1.93	1.92	1.72	1.61	-	
公社債利回り(b)	1.85	1.69	1.55	1.41	1.18	-	
(a) - (b)	0.21	0.24	0.37	0.31	0.43	0.31	

出典：電力10社有利子負債利子率：有価証券報告書

公社債利回り：日本銀行統計局「金融経済統計月報」、財務省ホームページ、地方債協会ホームページ

(参考)

https://www.emsc.meti.go.jp/info/activity/report_01/pdf/20170511_04.pdf

リスクプレミアム

2. (2) 他人資本報酬率の検証 ー③算定結果ー

- 検証した諸元データを踏まえた、他人資本報酬率の算定結果は以下のとおりである。

他人資本報酬率の算定結果

【算定式】

他人資本報酬率 = 公社債利回り実績率 + 一般送配電事業者のリスクプレミアム平均値

【検証した諸元データ】

公社債利回り実績率：0.10%

一般送配電事業者のリスクプレミアム平均値：0.31%

【算定結果】

0.10% + 0.31% = **0.41%**

1. 自己資本報酬率の検証について

(1) 検証方法について

(2) 検証結果について

①β値

②公社債利回り

③全産業の自己資本利益率

④算定結果

2. 他人資本報酬率の検証について

(1) 検証方法について

(2) 検証結果について

①公社債利回り

②リスクプレミアム値

③算定結果

3. 事業報酬率の検証結果

4. まとめ

3. 事業報酬率の検証 ー算定結果ー

- 検証の結果、今回、事業者より提出されている、事業報酬率を算出するに当たっての諸元データについては、更新状況も含め妥当であると評価できるのではないかと。
- なお、事業報酬率について、算定結果は以下のとおりである。算定の結果、現行の事業報酬率（1.9%）から、▲0.4%（1.5%）引き下げとなっている。

事業報酬率の算定結果

【算定式】

$$\text{事業報酬率} = \text{自己資本報酬率} \times 30\% + \text{他人資本報酬率} \times 70\%$$

【検証した諸元データ】

自己資本報酬率：4.05%

他人資本報酬率：0.41%

【算定結果】

$$4.05\% \times 30\% + 0.41\% \times 70\% = \mathbf{1.5\%}$$

【参考：現行の事業報酬率】

1.90%

【事業報酬率と追加事業報酬率の合計値の算定結果】

$$1.50\% \times 1.5\% = \mathbf{2.25\%}$$

※レベニューキャップ制度においては、マスタープラン以前に増強方針が決定された地域間連系線のみについて、既に投資判断がなされていることも踏まえ、追加事業報酬（通常の実業報酬率の50%を追加）を維持することとしている。

1. 自己資本報酬率の検証について

(1) 検証方法について

(2) 検証結果について

①β値

②公社債利回り

③全産業の自己資本利益率

④算定結果

2. 他人資本報酬率の検証について

(1) 検証方法について

(2) 検証結果について

①公社債利回り

②リスクプレミアム値

③算定結果

3. 事業報酬率の検証結果

4. まとめ

4. まとめ – 事業報酬の額（レートベース検証前） –

- 事業報酬率を1.5%に設定することによる事業報酬及び追加事業報酬の額は、以下のとおりである。

第16回料金制度専門会合
資料4（2022年8月8日）

(単位:億円)	特定固定資産	建設中の資産	その他	レートベース計	事業報酬	追加事業報酬
	規制期間計※	規制期間計※	規制期間計※	規制期間計※	規制期間計	規制期間計
北海道電力NW	32,138	924	1,152	34,215	513	22
東北電力NW	86,489	2,689	2,520	91,697	1,375	22
東京電力PG	222,220	6,298	6,098	234,617	3,519	18
中部電力PG	100,508	2,032	3,297	105,837	1,588	10
北陸電力送配電	22,999	267	819	24,085	361	1
関西電力送配電	109,791	1,864	3,737	115,391	1,731	5
中国電力NW	48,369	906	1,793	51,069	766	2
四国電力送配電	22,140	188	672	23,001	345	–
九州電力送配電	87,983	2,318	2,730	93,030	1,395	–
沖縄電力	12,238	545	159	12,942	194	–
10社合計	744,874	18,032	22,977	785,883	11,788	80

(注)データ諸元の見直しにより、事業報酬率は第一規制期間中は各社一律1.5%（過去の諸元を用いて算定した場合は1.9%）。

(出典) 各社の提出様式より事務局作成、億円未満を四捨五入

※ 今回の検証対象は事業報酬率のみであり、レートベース対象資産の金額の妥当性については、今後、CAPEXにおいて検証予定のため、上記において試算した影響額は、検証前の数値（各社の提出様式に基づく数値）である。

4. まとめ ー事業報酬率見直しによる影響額ー

- 事業報酬率を1.5%に設定することによる影響額は、以下のとおりである。

	事業報酬率 (A)	レートベース計 (B)	事業報酬額 (C=A×B)	事業報酬率 (D)	事業報酬額 (E=B×D)	増減 (F=C-E)
(単位:億円)	今回算定した率	規制期間計※	規制期間計※	現行適用率	現行適用率 による算定	事業報酬率 見直しによる影響※
北海道電力NW	1.5%	34,215	513	1.9%	650	-137
東北電力NW		91,697	1,375		1,742	-367
東京電力PG		234,617	3,519		4,458	-939
中部電力PG		105,837	1,588		2,011	-423
北陸電力送配電		24,085	361		458	-97
関西電力送配電		115,391	1,731		2,192	-461
中国電力NW		51,069	766		970	-204
四国電力送配電		23,001	345		437	-92
九州電力送配電		93,030	1,395		1,768	-373
沖縄電力		12,942	194		246	-52
10社合計		785,883	11,788		14,932	-3,144 (規制期間計)

※ 今回の検証対象は事業報酬率のみであり、レートベース対象資産の金額の妥当性については、今後、CAPEXにおいて検証予定のため、上記において試算した影響額は、検証前の数値（各社の提出様式に基づく数値）である。

【参考】レートベースの対象資産について

託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ（2021年11月）一部修正

- レートベースの対象資産については、以下を対象とする。

特定固定資産

電気事業固定資産のうち、休止・貸付設備や附帯事業との共用固定資産等、電気事業の運営に不必要な資産を除く。

建設中の資産

設備自体が未完成であり、系統利用者が受益していないことも踏まえ、建設仮勘定の50%をレートベースの対象とする。

特定投資

エネルギーの安定的確保を図るための研究開発等を目的とした投資であって、一般送配電事業等の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに限る。

運転資本 (営業資本・貯蔵品)

営業費の1.5ヶ月分を対象にする。

繰延資産

株式交付費、社債発行費及び開発費等の繰延資産のうち、一般送配電事業に関連する資産を対象とする。

【参考】現行制度におけるレートベースの対象資産

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令 -該当箇所-

第九条

(中略)

3 次の各号に掲げるレートベースの額は、別表第一第二表により分類し、それぞれ当該各号に定める方法により算定した額とする。

一 特定固定資産 電気事業固定資産（共用固定資産（附帯事業に係るものに限る。））、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの、工事費負担金（貸方）及び電源線に係るものを除く。）であって一般送配電事業等に係るものの事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額の規制期間における合計額

二 建設中の資産 建設仮勘定であって一般送配電事業等に係るものの事業年度における平均帳簿価額（資産除去債務相当資産及び電源線に係るものを除く。）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額であって一般送配電事業等に係るものを控除して得た額に百分の五十を乗じて得た額の規制期間における合計額

三 特定投資 長期投資（エネルギーの安定的確保を図るための研究開発等を目的とした投資であって、一般送配電事業等の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額の規制期間における合計額

四 運転資本 営業資本の額（第三条から前条までに規定する項目の額の合計額から、退職給与金のうちの引当金純増額、諸費（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量の自社使用に係る償却額に限る。）、貸倒損のうちの引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費（リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却費のうちの除却損、電源開発促進税、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却、法人税等、廃炉等負担金、インバランス収支過不足額、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金であって一般送配電事業等に係るもの、並びに第十一条第一項に規定する控除収益を控除して得た額に、十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）及び貯蔵品の額（火力燃料貯蔵品、新エネルギー等貯蔵品その他の貯蔵品であって一般送配電事業等に係るものの年間払出額に、原則として十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）を基に算定した額の規制期間における合計額

五 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費であって一般送配電事業等に係るものに限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額の規制期間における合計額